

# 届出



## 戸籍に関する届出

問 市民環境部市民課 ☎026-248-9002

各種戸籍の届出は市民課で受け付けています。本コーナーでは、各届出の一般的なものについて説明をしていますが、個々のご事情によっては必要書類が変わってきます。詳しいことは、市民課市民係へお問い合わせください。

### 届出の種類と期間など

届出の種類	届出期間	届出をする人	届出の場所 (いずれかの市区町村)	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	・本籍地 ・所在地 ・出生地	<input type="checkbox"/> 出生届（医師の出生証明書付きのもの） <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> はんこ
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・親族（配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族） ・同居者	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	<input type="checkbox"/> 死亡届（医師の死亡診断書付きのもの） <input type="checkbox"/> 松川苑（斎場）を利用する場合火葬場使用料（※次ページ参照） <input type="checkbox"/> はんこ
婚姻届	届出をした日から効力が発生する (外国の方式で婚姻したときは婚姻日から3か月以内)	夫と妻	・本籍地 ・所在地	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（届出する市区町村に本籍がないとき） <input type="checkbox"/> はんこ <input type="checkbox"/> 届出人の身分証明（運転免許証等） <input type="checkbox"/> 婚姻証書の謄本及び訳文（外国の方式の場合） <input type="checkbox"/> 本国官憲の発給した婚姻要件具備証明書、出生証明書、国籍証明書及びそれらの訳文等 (外国人との婚姻の場合・国により異なる)

### 戸籍届書の事前審査

戸籍届出は夜間や休日でも宿直室にて受け付けていますが、届出に不備などがある場合には届出を受理できないことがあります。婚姻届などを夜間休日に出す予定の場合には、開庁時間内に事前審査を済まされることをお奨めします。

事前審査は市民課窓口にて行います。

### 本人確認の実施

婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知の5つの届出について、虚偽の届出防止のため、窓口に来た方の本人確認を実施します（戸籍法第27条の2）。

そして、届出のご本人であることの確認ができなかった場合には、確認できなかったご本人（届出人）に対して、婚姻などの届出が受理されたことを、届出人の住所地に郵送により通知します。

### 届出後の戸籍謄抄本の発行

戸籍届出は、ご本人様の身分事項を左右する大変重要なもので、間違いのないよう慎重な事務処理を行っているため、届出当日に戸籍謄抄本を発行することができません。

本籍地が須坂市の場合は通常1週間程度の日数がかかります。須坂市以外の場合は、各市区町村にお問い合わせください。

#### 広告

行政書士事務所

P109 F-2

## 福本行政書士事務所

許認可・登録申請・遺言や相続、いろいろな契約・届出などお気軽にご相談ください。

■須坂市田の神10-10  
■TEL:026-246-3517 ■FAX:026-246-3517  
■営業時間/9:00~17:00  
■定休日/土曜、日曜  
■長野県行政書士会所属

## 松川苑（火葬場）を利用する場合

死亡届出時に松川苑の使用申請を行っていただき、併せて使用料金を納付していただきます。使用料は下記のとおりです。

### ●松川苑火葬場使用料

死亡した人または届出人の住所	死亡した人の年齢等			
	10歳以上	10歳未満	死産児	胞衣等
須坂市（または須高管内）	16,000円	10,000円	6,000円	4,000円
上記以外	40,000円	24,000円	12,000円	4,000円

※死亡届、松川苑使用許可申請は、休日でも市役所の宿直職員が受け付けております。  
※霊柩自動車は平成27年5月1日をもって廃止されました。

## 住所異動に関する届出

問 市民環境部市民課 ☎026-248-9002

※平成24年7月9日より外国人の方も日本人と同様に住民異動届の提出が義務付けられております。

### ■転入届（須坂市に引っ越してきたら）

届出期間	須坂市に住み始めてから14日以内
届出できる方	本人、同世帯の方（左記以外の方が来庁されるときは委任状が必要です。）
持ち物	<input type="checkbox"/> 運転免許証などの本人確認書類（窓口に来られる方のもの） <input type="checkbox"/> はんこ <input type="checkbox"/> 転出証明書（前住所地で発行） <input type="checkbox"/> パスポート（国外から転入する場合） <input type="checkbox"/> 国民年金手帳（第1号被保険者） <input type="checkbox"/> 介護保険受給資格証明書（前住所地で発行されている方） <input type="checkbox"/> 保険証（児童手当受給者） <input type="checkbox"/> 通知カード・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（保有者全員分） <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民の方のみ） <input type="checkbox"/> 本人と世帯主の続柄を証明できる文書（外国人住民の方のみ）

※転入に伴う各種お手続きは、市民課で転入手続き終了後、担当各課窓口にてしていただきます。  
※自治会加入については各町の区長（自治会長）さんにお問い合わせください。

## 個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用について

転出地市区町村で個人番号カードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転入届と合わせてカード継続利用の手続きが必要になりますので、決められた期間に窓口へ届出をしていただく必要があります。

### ■継続利用に必要なもの

- 個人番号カードまたは住民基本台帳カード
- カード交付時に設定した4桁の暗証番号

### ■届出期間

転入届出をしてから90日間

次の場合は、マイナンバーカードの継続利用はできません。

- 有効期限が満了している場合
- 転入してから14日以後に転入届を行った場合
- 転出予定日から30日以上経過して転入届を行った場合
- 転入届をしてから90日以上経過している場合
- 継続利用手続きをせずに転出した場合
- 死亡または職権削除となった場合

### ■注意事項

決められた期間内に手続きいただけない場合は、継続利用ができずお持ちのカードは失効します。この場合、失効したカードを返納し、必要に応じて新しいカードの申請をしていただくことになります。住民基本台帳カードは平成27年12月28日をもちまして新規発行は終了したため、申請できるのは個人番号カードになります。

### 広告

司法書士事務所 P109 F-2

街の身近な法律相談所

## 司法書士割田秀世事務所

不動産売買、金銭の貸し借り、会社設立、相続や遺産の問題など、皆様が安心して手続きを行えるよう、専門知識と豊かな経験をもってサポートいたします。

■須坂市田の神1724-8  
 ■TEL:026-245-2315 ■FAX:026-248-3331  
 ■定休日/土曜、日曜、祝日  
 ■長野県司法書士会所属



**P**あり

## 転出届（市外へ引っ越すとき）

届出期間	市外（または国外）に住み始めるまで
届出できる方	本人、同世帯の方（左記以外の方が来庁されるときは委任状が必要です。）
持ち物	<input type="checkbox"/> 運転免許証等の本人確認書類（窓口に来る方のもの） <input type="checkbox"/> はんこ <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード（保有者） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（登録者） <input type="checkbox"/> 国民健康保険証（加入者） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（65歳以上または受給者） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証（75歳以上または受給者）

※転出に伴う各種お手続きは、市民課で転出手続き終了後、担当各課窓口にてさせていただきます。

※発行された転出証明書（国外に転出される方には発行されません。）は、転入する時に必要なため、大切に保管してください。

※外国人住民の方も、出国し海外で暮らす場合は、転出の届出が必要で。

## 転居届（市内で引っ越しすとき）

届出期間	新しい住所に住んでから14日以内
届出できる方	本人、同世帯の方（左記以外の方が来庁されるときは委任状が必要です。）
持ち物	<input type="checkbox"/> 運転免許証等の本人確認書類（窓口に来られる方のもの） <input type="checkbox"/> はんこ <input type="checkbox"/> 通知カード・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（保有者全員分） <input type="checkbox"/> 国民健康保険証（加入者） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（65歳以上または受給者） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証（75歳以上または受給者） <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民の方のみ） <input type="checkbox"/> 本人と世帯主の続柄を証明できる文書（世帯主が変わる場合のみ。外国人住民の方のみ）

※転居に伴う各種お手続きは、市民課で転居手続き終了後、担当各課窓口にてさせていただきます。

## 個人番号カード、通知カード、電子証明

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12ケタの番号です。この番号は、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバー制度導入により市民の方々は、年金や税の申請に必要な課税証明書や、源泉徴収票などの添付書類が省略できるようになり、行政窓口での手続きが簡素化されます。

また、マイナポータルでは、マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会提供が行われていないか、いつでも確認することができます。

マイナンバー制度導入に伴い、平成27年10月に『通知カード』が郵送され、平成28年1月より、全国共通仕様の『個人番号カード』の交付が開始されました。

今まで交付されていた「住民基本台帳カード」は新たな発行を平成27年12月で終了しました。

なお、有効期限が平成28年1月以降の住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できますが、住民基本台帳カードと個人番号カードの2枚を所持することはできません。個人番号カードの交付を受ける場合には、お持ちの住民基本台帳カードは返納していただきます。

住民基本台帳カードに現在電子証明書を格納されている方は、電子証明書の有効期限（証明書発行から3年）をご確認ください。住民基本台帳カード内の電子証明書の有効期限が切れていると、電子申告による確定申告ができませんので、利用を希望される際は、個人番号カードを申請してください。

通知カード、個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

## 通知カード

平成27年10月～12月にかけて住民登録地へ、世帯ごとに簡易書留郵便で郵送されました。

ただし、平成27年10月以降に出生や海外からの転入（平成27年10月以降国内に住所をおいたことがない場合に限り。）等により、新たに住民票を作成した場合には、個人番号が付番され、個別に通知されます。

通知カードは、紙製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーは記載されますが、顔写真は記載されません。なお、通知カード単体では本人確認はできませんので、運転免許証などの身分証明書の提示が必要となります。



## 個人番号カード

### ●申請方法など（即時発行はできません）

①通知カードに同封されている『個人番号カード申請書』に、ご自身の顔写真を添えて地方公共団体情報システム機構へ郵送します（スマートフォンで顔写真を撮影してWEB申請も可能です）。

②個人番号カードが発行されると、交付通知書が申請者宛に郵送されます。

③本人が運転免許証などの身分証明書・通知カード・交付通知書と住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）を市役所へ持参していただき、交付となります（原則、市役所への来庁は、受領のとき1回となります）。

※受領の際個人番号カード用の暗証番号（数字4ケタ）と「利用者証明用電子証明書」（右記「電子証明書」参照）の暗証番号（数字4ケタ）の入力が必要です。

※「署名用電子証明書」（下記「電子証明書」参照）を利用される方は、「署名用電子証明書」用の暗証番号（英数字6ケタ以上16ケタ以内）の入力も必要です。

### ●発行手数料

初回発行手数料は無料です。

### ●更新

有効期間満了日の3カ月前から有効期間満了日までの間可能です。

### ●個人番号カードの券面に記載されるもの



	記載内容
表面	・顔写真 ・氏名 ・住所 ・生年月日 ・性別 ・有効期限※1
裏面	・個人番号（12ケタ） ・氏名 ・生年月日 ・連絡先（個人番号コールセンター）
ICチップ ※2	・個人番号 ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・性別 ・顔写真

※1 有効期限は、発行日から10回目（発行時20歳未満は5回目）の誕生日までになります。

※2 所得情報などのプライバシー性の高い個人情報、記録されません。

## 電子証明書

### ■利用者証明用電子証明書

「利用者証明用電子証明書」とは、インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることのみを証明する仕組みです。マイナポータルログインなど、本人であることの認証手段として利用されます。

#### ●有効期間

証明書発行日から申請者の5回目の誕生日までになります。ただし、電子証明書の有効期間が個人番号カードの残りの有効期間より長くなってしまう場合は、個人番号カードの有効期間満了日までとなります。

### ■署名用電子証明書

「署名用電子証明書」とは、インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかなどを確認することができる仕組みです。e-Tax（イータックス）の確定申告など、文書を伴う電子申請等に利用されます。また、「署名用電子証明書」は、15歳未満の方には発行できません。

#### ●有効期限

上記「利用者証明用電子証明書」の有効期間満了日と同じです。ただし、有効期間満了日までに転居などの異動があった場合「署名用電子証明書」は失効しますので、新情報での発行手続きが必要です。また、住民基本台帳カードの有効期限は切れていないものの、電子証明書の有効期限が切れている場合は住民基本台帳カード内に電子証明書は発行できないため、個人番号カードに切り替えるとともに「署名用電子証明書」を発行することになります。確定申告にご利用の際は、個人番号カードが即時発行できないことをふまえ、お早めに個人番号カードへの切り替えをお勧めします。

## 各種証明書

証明書等		金額 (1通または1件)
戸籍	全部事項証明 (謄本)	450円
	一部事項証明 (抄本)	
除籍・改製原戸籍	全部事項証明 (謄本)	750円
	一部事項証明 (抄本)	
戸籍附票の写し		300円
戸籍届出の受理証明書		350円
住民票・住民票広域交付	世帯全員	300円
	世帯の一部	
住民票記載事項証明書		300円
個人番号カード再交付		800円
通知カード再交付		500円
電子証明再発行		200円
印鑑登録証明書		300円
印鑑登録 (新規)		300円
印鑑登録 (再登録)		400円
身分証明書		300円
独身証明書		300円

※窓口ではご本人確認をさせていただいております。お越しの際は、本人確認書類をお持ちください。

### 申請できる方

戸籍は戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系専属もしくは直系卑属の方、身分証明書・独身証明書はご本人、住民票は同じ世帯の方が申請できます。これにあてはまらない方が証明書を申請するときには、委任状が必要です。

### 市民課窓口における本人確認

戸籍・住民異動届出時および諸証明請求時には本人確認書類の提示が必要となります。

#### ● 本人確認書類の種類

##### 原則、顔写真が貼付されたもの

自動車運転免許証、旅券 (パスポート)、個人番号カード、在留カードまたは特別永住者証明書、療育手帳、身体障害者手帳、官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書で本人の写真が貼付されたもの

※本人確認書類が、国民健康保険証、健康保険証、国民年金手帳など写真付きでない場合や官公署以外の機関が発行した証明書などの場合には、その他の本人確認書類をご提示いただいたり、ご質問をさせていただく場合があります。有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限りです。

## 印鑑登録

印鑑登録証明書は、そのはんこが登録されたものであることを公証するものです。

登録されたはんこと印鑑登録証明書があれば、間違いなく本人の意思表示であるとされ、様々の重要な手続きに使われています。言い換えれば、皆さんの財産を守る大切なものとなりますので、登録されたはんこ・印鑑登録証は大切に保管をお願いします。

印鑑登録の申請は、市民課の窓口で受け付けています。印鑑登録証明書の重要な用途から、登録に際しましてはご本人が来庁し、官公署発行の顔写真付き証明書（免許証・パスポート・個人番号カードなど）を提示していただく申請以外の場合は、即日登録・証明書発行にはなりません。官公署発行の顔写真付き証明書をお持ちでない方や、代理人に登録を委任する場合は、市民課へお問い合わせください。

### ●印鑑登録できる方

須坂市に住民登録されている（須坂市に住民登録されている外国人の方も含まれます。）成年被後見人を除く15歳以上の方

※はんこは、一人一個に限り登録することができます。  
※既に登録されているはんこを別の方が登録することはできません。

### ●必要なもの

印鑑登録に来庁される方		必要なもの	備考
本人	官公署発行の顔写真付き証明書を持っている場合	顔写真付き本人確認書類と登録するはんこ	即日登録および証明書の発行ができる。
	官公署発行の顔写真付き証明書を持っていない場合	登録するはんこ	登録・証明書発行まで日数がかかる。
代理人		登録する本人直筆の「代理人選任届」※	

※「代理人選任届」の用紙は、市民課窓口においてあります（ホームページからもダウンロードできます。）。

### ●登録手数料

印鑑新規登録…300円

印鑑再登録 …400円

### ●印鑑登録の抹消

印鑑登録は、次の場合には自動的に抹消されます。

- 市外に転出した場合
- 死亡した場合
- 登録しているはんこの氏名が婚姻などで変更になった場合

### ●印鑑登録証明書の請求

印鑑登録の手続きが済みますと印鑑登録証明書を発行することができます。

印鑑登録証明書は、大変重要なものです。印鑑登録証（手帳）を忘れてしまった場合や交付申請書の記載がいまいだった場合などは、証明書の交付ができません。

### ●証明書の申請に必要なもの

印鑑登録証（手帳）

はんこ（代理人が申請する場合のみ必要）

※代理人が申請する場合でも委任状は必要ありません。

※交付申請書に登録している方の氏名・生年月日・住所を記入していただきます。

### ●手数料

印鑑登録証明書…1通 300円

## 電話予約サービス

住民票の写しや印鑑登録証明書の交付は、電話予約による方法でも行っています。市役所の業務時間（午前8時30分から午後5時15分）内にご来庁できない場合にご利用ください。受付・交付方法は、下記のとおりです。

電話予約できるもの	住民票の写し（世帯全員、世帯の一部） 印鑑登録証明書
予約・受取ができる方	本人または同じ世帯の方
予約受付電話番号	市民課 ☎026-248-9002
予約受付日時	平日 午前8時30分から午後5時15分 ※印鑑登録証明書の場合は、予約時に印鑑登録証の番号を確認します。
交付場所	市役所宿直室
交付日時	平日 午後5時15分から午後8時 土日祝日、12月29日～1月3日 午前8時30分から午後8時
持ち物	<input type="checkbox"/> はんこ <input type="checkbox"/> 免許証など本人の確認ができる物 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（印鑑登録証明書を予約した場合）
手数料	住民票の写し（世帯全員、世帯の一部） 1通 300円 印鑑登録証明書 1通 300円

## 広告

印章、名刺 P102 C-3

実印・銀行印・認印・ゴム印・名刺

## 土屋印店

実印、銀行印、丁寧にお作りします。ご当地名刺各種あります。出来合い認印1万種以上！

■須坂市上中町157  
■TEL:026-245-0607  
■営業時間/9:00～19:00 ■定休日/日曜、祝日

Pあり(2台)

## 転入・転出

### チェック① 住民登録は、済みましたか？

他の市区町村から須坂市に転入してきたときは、14日以内に住民登録を済ませて下さい。また、引っ越しの前には転出届を出して下さい。



### アドバイス① ごみの出し方に注意！

ごみの出し方は、市区町村で異なります。須坂市の出し方、分け方、出す日を確認してから収集場所に出して下さい。



### チェック② 印鑑登録は、済みましたか？

今までの市区町村のものは使えません。必要な方は須坂市で新たに登録して下さい。なお、転出の際には自動的に登録が抹消されます。



### アドバイス② 電話と郵便は？

電話の手続きは、局番なしの116番へ。また、郵便局に届出をすると、1年間は新住所に郵便物を転送してもらうことができます。



### チェック③ 転校の手続きは、済みましたか？

住民登録の際に学校教育課で学校指定を受け学校で手続きを。転出の際には学校で在学証明書をお願い、転入先で手続きを。



### アドバイス③ 水道の手続きは？

生活に欠かすことのできない水は引っ越してきてからすぐに必要になります。水道の使用開始届と使用中止届は、水道局営業課まで。



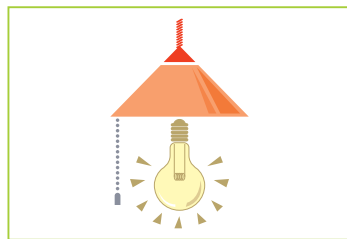
### チェック④ 年金・国保の手続きも！

他の市区町村から転入してきたときは、住民登録の際に手続きをしてください。また、転出するときにも手続きをお忘れなく。



### アドバイス④ 電気について

使用を開始するとき、中止するときは、2～3日前に中部電力長野営業所（☎0120-984-510）へ電話連絡して下さい。



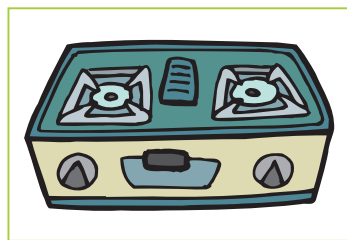
### チェック⑤ 各種手当の新たな届出を！

転入前の市区町村で児童手当や福祉手当などを支給していた方は、新たな届出を行わないと、給付が受けられません。



### アドバイス⑤ ガスの種類に注意！

今までの地域とガスの種類が異なっている場合があります。またガスの種類が変わると器具の使用ができなくなりますので注意してください。



※使用を開始するとき、中止するときは、事前に業者へお問い合わせください。